

## 1. (総合口座取引)

(1) 次の取引は、丸八信用組合総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金
- ③ 第2項の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号及び第2号の各取引については、この規定の定めによるほか丸八信用組合（以下「当組合」といいます。）の当該各取引の規定により取扱います。

## 2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当組合のみ預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（スーパー定期）の預入れは一口1,000円以上、自由金利型定期預金（大口定期）の預入れは一口10,000,000円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）とし、これらの預金の預入れ、解約又は書替継続は当組合のみで取り扱います。

## 3. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか小切手を受入れます。

(2) 小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。

(3) 小切手のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(4) 小切手を受入れるときは複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 小切手の取立のため特に費用を要する場合には、当組合所定の取立手数料をいただきます。

## 4. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。なお、この場合、振込金の入金記帳の取消を行うことについての通知はいたしません。

## 5. (受入小切手の決済、不渡り)

(1) 小切手は、取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた小切手の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、当該受入金記帳行に記載します。

(2) 受入れた小切手が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちに通知を届出の住所等宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、不渡りとなった小切手を当組合で返却します。

## 6. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は通帳記載の最長預入期限に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当組合に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。

## 7. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻し又は定期預金の解約・書替継続（ただし、前条第1項による継続を除きます。）をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) この預金口座から自動支払いするときは、あらかじめキャッシュカードの発行等、当組合所定の手続きをしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

## 8. (利息)

(1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた小切手の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第2日曜日の翌営業日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 継続をする場合の定期預金の利息は、元金に組入れる場合及び中間利息を中間利息定期にする場合を除き、その利息日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

## 9. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高を超えて、払戻しの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ払戻し又は自動支払します。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）又は200万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れ又は振り込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越利率に差異がある場合には第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 10. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金があるときは、次項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、次条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続したときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約又は（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額又は（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前2項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

## 1 1. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の第2日曜日の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落し又は貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は次のとおりとします。
    - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとに「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
    - B 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
  - ② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当組合からの請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
  - ③ この取引の定期預金の全額解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金利息を同時に支払ってください。
- (2) 定期預金を担保とする貸越金利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
  - (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

## 1 2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を紛失したとき、又は印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、当組合所定の書面により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳又は印章を紛失した場合のこの預金の払戻し、解約又は通帳の再発行は、組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めることがあります。なお、通帳の再発行については当組合所定の手数料をご負担いただきます。
- (3) この預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。

## 1 3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (6) 前5項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 1 4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それら

の書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

## 1 5. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合へ通知が行われていること
  - ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 当該払戻しが預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によっておこなわれたこと
    - C 預金者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動、天災等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。又、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 16. (即時支払)

(1) 次の各号のひとつでも該当した場合に貸越元利金があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払の停止又は破産、民事再生手続きの開始申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第11条第1項第2号により極度額を超えたまま6ヶ月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合から請求があり次第、それらを支払ってください。

- ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 17. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第19条第3項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第19条第3項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 18. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引（以下「この預金取引」といいます。）の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの預金取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等のこの預金取引の一部を制限することができるものとします。

(4) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

## 19. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳（キャッシュカードを含みます。）を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は

預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第21条第1項に違反した場合

- ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当組合が預金口座の解約が必要と判断した場合

- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団・暴力団員
- B. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他AからEに準ずる者

- ③ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めることがあります。

(5) 第2項又は第3項に基づき普通預金取引が停止された場合は、当組合は貸越を停止するものとします。

(6) 第16条に基づき貸越元利金の即時支払義務が生じたときは、当組合はいつでも貸越を停止し又は貸越取引を解約できるものとします。

## 20. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。又、相殺できる場合は事前の通知及び所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 第1項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息及び損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率は

約定利率とします。

#### 2 1. (譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

#### 2 2. (通知等)

届出のあった氏名、所属又は住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 2 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、定期預金が第10条第1項第1号により貸付金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金通帳と払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸付金が相殺後の定期預金残高に対応する極度額（以下「新極度額」といいます。）を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸付金に充当することとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率は当組合の定めによるものとします。又、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 2 4. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この預金について10年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金に係る資金は、同法第4条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

#### 2 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)